

帰国困難な在留外国人等に対する在留資格上の特例措置

（本国等への帰国が困難な技能実習生等に係る取扱い）

本国への帰国が困難な（元）留学生や（元）技能実習生等について、帰国できる環境が整うまでの間、就労が可能な「特定活動（6か月）」等の在留資格により、本邦での在留を認めている。

○本国への帰国が困難な元留学生

「特定活動（就労可）」が約1万1,400人、「特定活動（就労不可）」が約100人（令和3年3月1日時点・速報値）

○本国への帰国が困難な技能実習生

「特定活動（就労可）」が約3万6,900人、「特定活動（就労不可）」が約1,700人（令和3年3月5日時点・速報値）

（解雇された技能実習生等に対する雇用維持支援）

新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇された技能実習生等に対し、一定の条件の下で最大1年間の就労が可能な「特定活動」への在留資格の変更を認めている。

解雇された技能実習生等で自力で再就職先を探すことが困難な外国人に対して、必要に応じてマッチング支援を行うなどの措置を講じている。

○「特定活動（就労可）」が4,265人、うち在留資格変更直前の在留資格が「技能実習」であった者が2,076人（令和3年3月8日時点・速報値）

在留外国人への相談・情報提供等の支援

（一元的相談窓口の機能強化）

・地方公共団体が運営する一元的相談窓口において新型コロナウイルス感染症に関する情報提供・相談対応のための特別な対応をする場合、外国人受入環境整備交付金の交付限度額を通常の運営費と合わせて交付限度額の倍額（運営事業）まで認める特例措置を講じている。

（FRESCヘルプデスクの開設）

・外国人在留支援センター（FRESC／フレスク）では、FRESCヘルプデスクを開設し、多言語（日本語を含む14言語）・フリーダイヤルで、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困っている在留外国人等からの電話相談対応を行っている。

（外国人生活支援ポータルサイトにおける情報集約）

・新型コロナウイルス感染症に関して関係省庁等が発信する情報を、外国人生活支援ポータルサイトにおいて取りまとめて提供している。

（情報発信の強化）

・外国人専用HP内容の充実（同HPに共生施策に関する意見を多言語で受け付ける「御意見箱」を設置）、当庁HPやTwitter・Facebook、メール配信サービスによる出入国、在留、生活支援等情報の迅速な発信等、外国人に対する情報発信を強化している。

◎ 出入国在留管理庁においては、上記等を通じて、在留外国人の方々が情報過疎にならず、必要な情報に円滑にアクセスできるよう対応している。

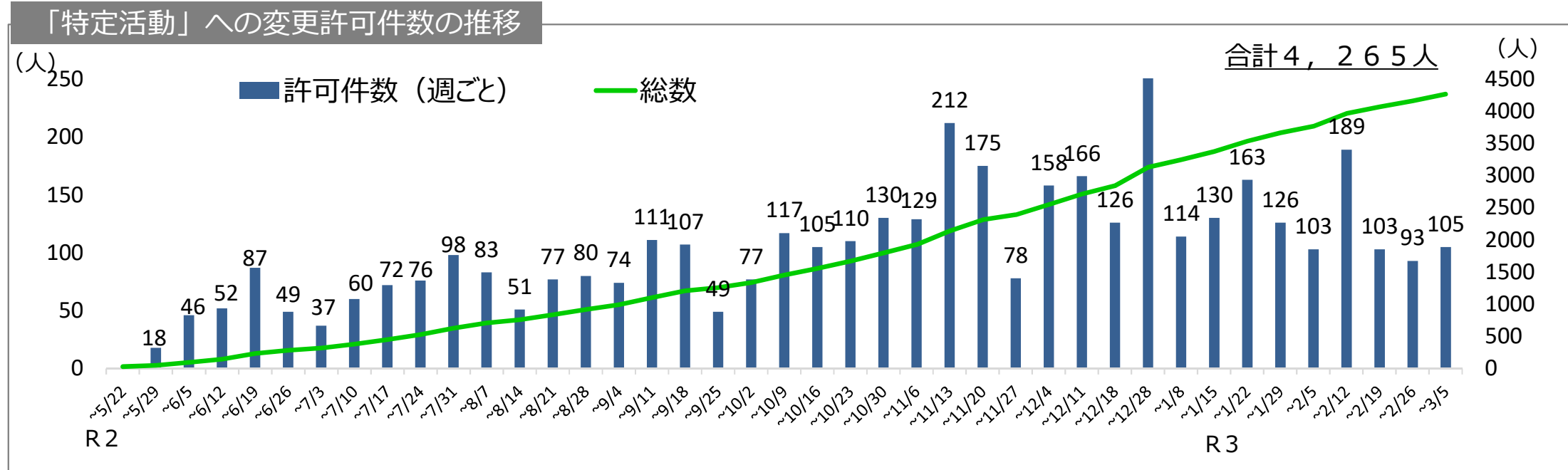
新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により本国等への帰国が困難な外国人に係る在留諸申請の取扱い

対象者	制度開始日	措置の内容	実績 (令和3年3月1日)
留学生	令和2年 5月21日	<p>【現行】「特定活動（6月・週28時間以内のアルバイト可）」への在留資格変更許可 ※令和2年に教育機関を卒業した者を対象 ※令和2年10月19日以降、「除籍・退学」した者も対象に追加</p> <p>-----</p> <p>【取扱いの変遷】</p> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">令和2年3月2日～ 「短期滞在（30日）」</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">令和2年4月3日～ 「短期滞在（90日）」</div> </div>	約11,400人
技能実習 修了者	令和2年 3月2日	<p>【現行】「特定活動（6月・就労可）」への在留資格変更許可 <u>従前と同一または関係する業務，同一又は異なる機関に就労可</u></p> <p>-----</p> <p>【取扱いの変遷】</p> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">令和2年3月2日～ 「特定活動（30日・就労可）」 ※従前と同一の業務・機関</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">令和2年4月3日～ 「特定活動（3月・就労可）」 ※従前と同一の業務・機関</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">令和2年4月27日～ 「特定活動（3月・就労可）」 ※従前と同一の業務， 同一又は異なる機関</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">令和2年5月21日～ 「特定活動（6月・就労可）」 ※従前と同一の業務， 同一又は異なる機関</div> </div>	約36,900人
短期滞在	令和2年 3月2日	<p>【現行】「短期滞在（90日）」の在留期間更新許可 ※令和2年12月1日以降週28時間以内のアルバイトを許可</p> <p>-----</p> <p>【取扱いの変遷】</p> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">令和2年3月2日～ 「短期滞在（30日）」</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">令和2年4月3日～ 「短期滞在（90日）」</div> </div>	約11,100人
その他の 在留資格	令和2年 5月21日	<p>【現行】「特定活動（6月・就労不可）」への在留資格変更許可 ※令和2年12月1日以降週28時間以内のアルバイトを許可</p> <p>-----</p> <p>【取扱いの変遷】</p> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">令和2年3月2日～ 「短期滞在（30日）」</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">令和2年4月3日～ 「短期滞在（90日）」</div> </div>	約4,800人
解雇等された元技能実習生等 <div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px; text-align: center; font-size: 0.8em;">対象の拡大</div> 帰国が困難な技能実習修了者	令和2年 4月20日 令和2年 9月7日	<p>「特定活動（1年・就労可）」への在留資格変更許可 <u>特定技能制度における特定産業分野に就労可</u></p>	約4,200人

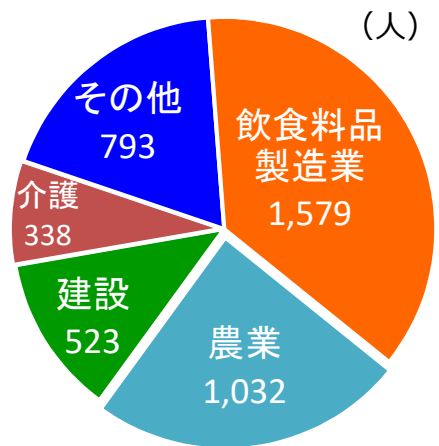
雇用維持支援による「特定活動」への変更許可に係る実績について

○令和3年3月8日現在、4,265人（速報値）に対して「特定活動（就労可）」を許可。

○転職先の分野としては、**飲食料品製造業（1,579人、約37%）**や**農業（1,032人、約24%）**が上位を占めている。



転職先の分野



在留資格変更前の在留資格別の内訳

在留資格	許可件数
技能実習	2,076
特定活動	1,706
短期滞在	240
留学	126
その他	117
合計	4,265

国籍別の内訳

国籍	許可件数
ベトナム	2,747
中国	395
ミャンマー	337
インドネシア	315
フィリピン	281
その他	190
合計	4,265

F R E S Cヘルプデスクの相談実績（令和2年9月～令和3年1月）

ヘルプデスク相談実績等

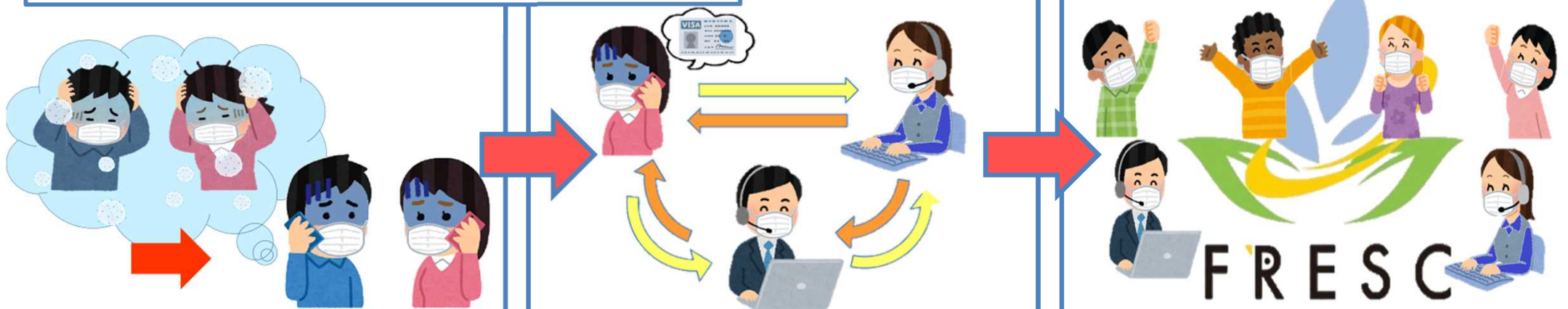
○相談実績：約2,000件

【内訳】

分類	相談割合	主な相談内容
在留関係	約5割	帰国困難時の在留資格について、収入減少時の資格外活動について
出入国関係	約1割	再入国のために必要な手続について、14日間の自宅待機について
生活関係	約3割	生活支援策について、労働問題について
その他	約1割	ヘルプデスクへの質問、通訳依頼

※本内訳については、1回の電話で複数の分類についての相談を受けた場合、該当する分類にそれぞれ1件として計上している。

ヘルプデスク利用の流れ（イメージ図）



新型コロナウイルスの影響で生活に困窮したり、在留資格のことで不安になった外国人の方からの電話相談を受け付けます。

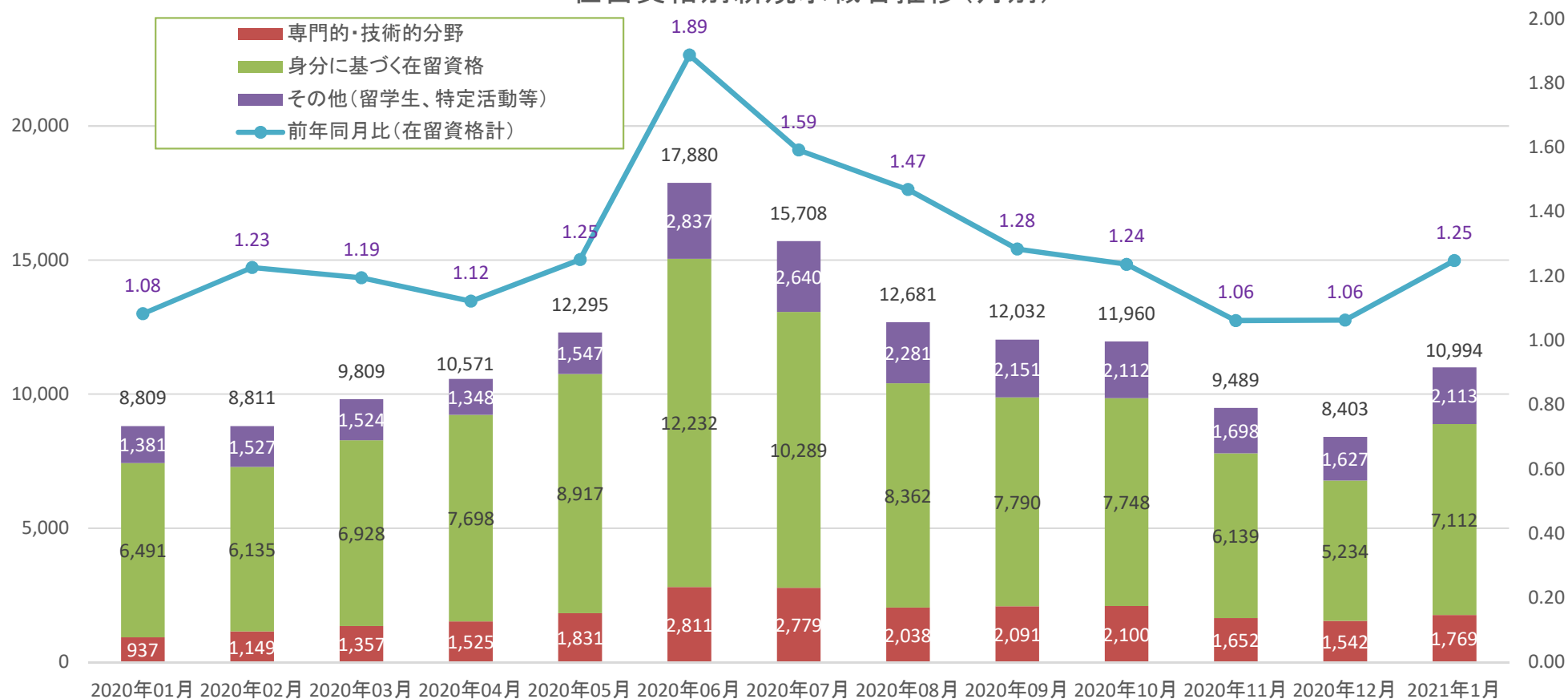
相談者の状況に応じて活用できる行政サービスや在留手続に必要な情報を案内します。また、必要に応じて三者間通話による多言語での案内も行います。

FRES C内の他機関と連携した法律相談や労働相談にも対応しており、相談者に対して多角的できめ細やかな対応を行います。

ハローワークにおける外国人新規求職者数の推移

- ハローワークにおける外国人新規求職者数（在留資格計）の前年同月比は、昨年1月から1～2割程度高い状態で推移し、6月に急激に上昇して1.9倍となった後、1.06倍まで低下したが、**直近では1.25倍となっており、依然として注視が必要。**
- 求職者の大部分は、身分に基づく在留資格（永住者、日本人配偶者等、定住者等）が占めている。

在留資格別新規求職者推移（月別）



(単位：人)

(出典) ハローワークシステムから抽出したデータを特別に集計（全国計）

外国人を雇用する事業主に対する雇用維持のための相談支援や、外国人求職者に対する相談支援への対応のため、ハローワークにおける専門相談員等の配置等を通じ体制を強化するほか、外国人労働者に対し雇用等に係る情報を迅速かつ正確に提供するため、多言語での情報発信体制を整備する。

当初予算
+
第1次補正

1. 外国人を雇用する事業主に対する相談支援体制

- 外国人雇用状況届出に基づき、事業主に対して、外国人材の適正な雇用管理改善のための指導・援助等を実施。
⇒ **就職支援コーディネーターを増員し、外国人を雇用する事業所に対して、各種助成金の活用等による雇用維持のための相談支援等を積極的に実施。**

2. 外国人求職者に対する相談支援体制

- 専門相談員による職業相談や、外国人求職者の希望や経験等を踏まえた求人情報の提供など、個々の求職者の状況に応じ、きめ細やかに対応。
⇒ **職業相談員を増員し、離職を余儀なくされた外国人求職者等の早期再就職に向けた相談支援等を実施**

3. 多言語相談支援体制・情報発信

- ハローワークの職業相談窓口に通訳員を配置するほか、14か国語に対応した電話通訳サービスや多言語音声翻訳機器の活用により、多言語に対応した相談支援体制を確保。
⇒ **通訳員の増員や多言語音声翻訳機器の追加配付により、多言語相談支援体制を強化。**
- 事業主・労働者向けに各種支援等を記載したリーフレットを多言語（14言語）や「やさしい日本語」に翻訳。HP掲載やSNSによる情報発信等を通じた周知・広報を実施。
⇒ **引き続き、事業主や労働者と接するあらゆる機会を通じて、多言語による積極的な情報発信を実施。**



第2次補正等

多言語相談支援体制・情報発信について更なる強化

- 雇用保険など離職時に必要な手続き等の情報をリーフレット、動画、HP等でわかりやすく周知するなど、**外国人求職者への多言語での情報発信を更に強化。**
- 来所が困難な外国人求職者からの相談に対応するため、現在、日本語で対応している**ハローワーク・コールセンター**について、**多言語に対応するため機能を拡充。** ※第3次補正では通訳員の更なる増員を図り、窓口相談体制についても一層強化。

職業相談業務等の改善によるマッチングの促進（運用改善）

- **外国人が応募しやすい求人の開拓や改善など、職業相談を強化**することにより更なるマッチングを促進する。
※外国人雇用に前向きな企業の開拓や業務で求められるコミュニケーション能力の丁寧な確認など、好事例を全国のハローワークに普及する。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける留学生への就職支援

特定非営利活動法人 国際留学生協会 向学新聞留学生関連ニュース 2021年1月7日
(令和3年3月12日現在、インターネット上で公開されている内容)

ハローワーク新宿 留学生対象アルバイト面接会を開催

2020年12月24日と25日、ハローワーク新宿の主催で、留学生対象のアルバイト面接会が開催された（場所：外国人在留支援センター）。コロナ禍の影響で、アルバイトがなくなり困窮している留学生が多い状況を受けて、求人企業とのマッチングの機会を提供しようと企画されたもので、留学生を対象としたアルバイト面接会は全国で初。コロナ対策のため事前予約制で人数を絞った開催となったが、7企業（求人数34名分）が参加し、留学生24名が参加、当日中に6名の留学生が内定を得た。

面接会の開催告知にあたっては、ハローワーク新宿の窓口やウェブサイト、近隣日本語学校への戸別訪問や、厚労省や関係省庁を通じて大学や外国人支援団体などへの周知も行った。

今回の面接会で特筆すべき点としては、普段のハローワーク新宿の利用者はほとんどが中国籍の外国人だが、窓口ではほとんど見られないベトナム出身の留学生も多数参加していたことだ。一部の留学生にとっては、ハローワークは就職活動以外は利用の機会がないと認識されていたり、相談をするには敷居が高い印象を持たれている。身近なアルバイトの問題をきっかけに敷居が下がり、仕事に関する情報収集や相談などでも、ハローワークの活用が増えることが期待される。

また、今後のアルバイト面接会の実施について、担当者は「他の地域にも、生活に困りアルバイトを探している外国人の方は多くいらっしゃる。今回の新宿での開催事例を、ニーズのある地域のハローワークとも共有し、地域ごとに適当な形式などを検討した上で、積極的に求人を紹介したい」と話す。

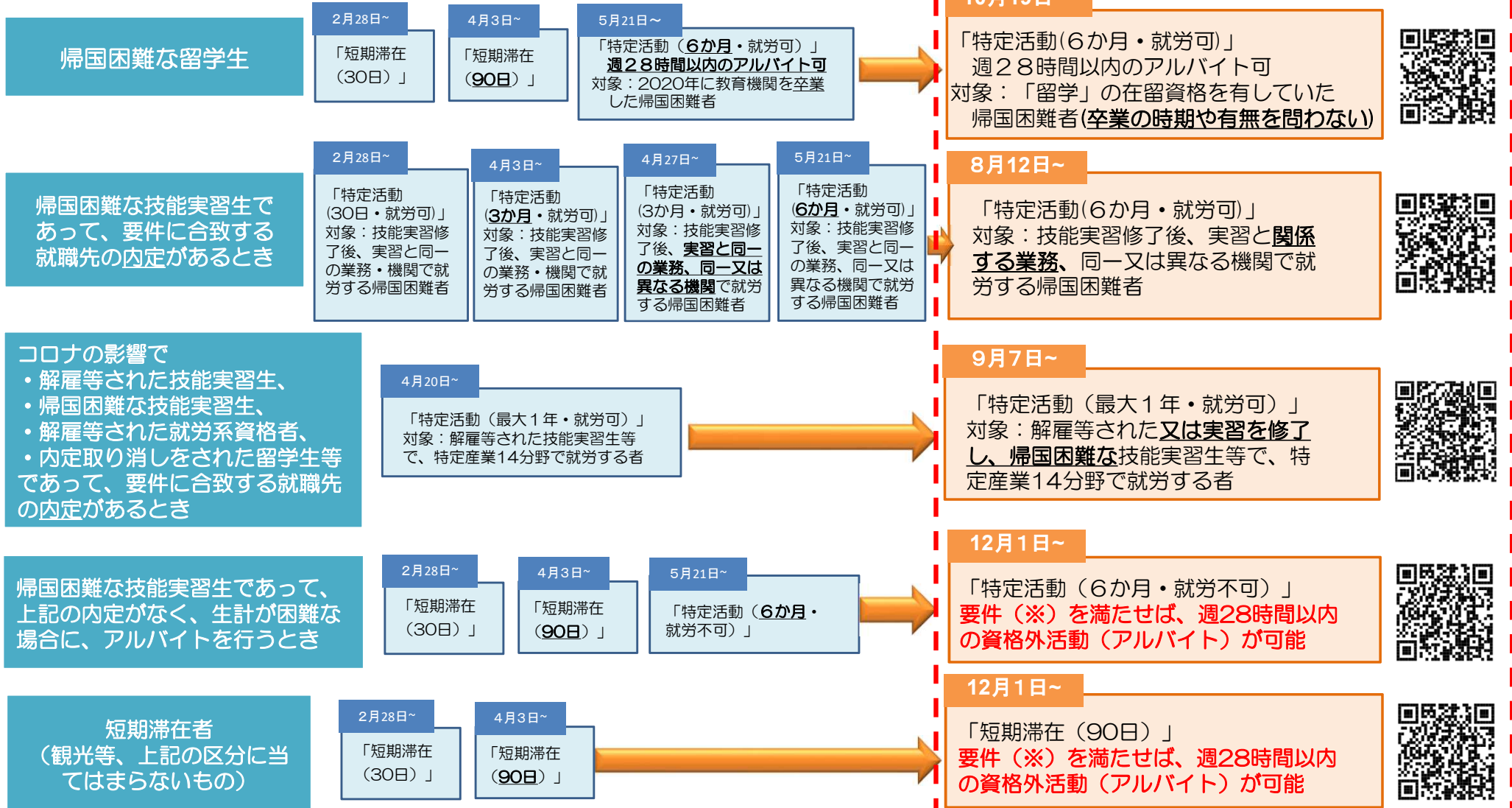


留学生対象アルバイト面接会の様子（写真提供：ハローワーク新宿）

新型コロナウイルス感染症の影響下での在留資格の取扱いの変遷について

取扱いの変遷

現行の取扱い



法務省関連HP



<上記の在留資格、在留期間の基本的な見方>

- 基本 「短期滞在 (90日)」
↓
在留資格 在留期間
- 特定活動の場合 「特定活動 (6か月・就労可)」
↓
在留資格 在留期間 「指定書」により就労が認められているかどうか

※①現在有している在留資格で就労ができないこと
②帰国が困難であること
③在日親族や所属機関からの支援が見込まれない場合など、帰国するまでの生計維持が困難であること。